**認可外保育施設指導監督基準適合状況自主点検表**

（施設名）

* 各「評価事項」について、自主点検欄の該当する項目の□にレを入れてください。
	+ 自主点検欄において「はい」を選択した項目は、認可外保育施設指導監督基準に適合していない可能性があります。指導監督基準に適合していない場合、当該項目が改善されるまで原則として指導監督基準を満たす旨の証明書の交付はできません。

| 指導基準 | 調査事項 | 調査内容 | 評価事項 | 自主点検欄 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　　保育に従事する者の数及び資格 | １　保育に従事する者の数○乳児 おおむね３人につき１人以上○幼児・１、２歳児おおむね６人につき１人以上・３歳児おおむね20人につき１人以上 ・４歳児以上おおむね30人につき１人以上※　以下、乳児、幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。〔考え方〕 ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算 (有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を８時間で除して常勤職員数とみなす。）して上記の人数を確保すること。 | 保育に従事する者の必要数の算出※　以下、必要数の算出は年齢別に小数点１桁（小数点２桁以下 切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点１桁）を四捨五入する。ａ　調査日の属する月を基準月とし、月極めの利用契約乳幼児数を基礎とする。（以下「基礎乳幼児数」という。） | ・主たる開所時間において、月極契約乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ 時間預かり（一時預かり）がある場合は、基礎乳幼児数に時間預かりの乳幼児数を加えること。（以下「総乳幼児数」という。） | ・主たる開所時間において、総乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｃ 常時、保育に従事する者が、複数配置されているか。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が１人である場合を除き、常時、２人以上の保育に従事する者を配置しているか。 | ・契約乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が１人勤務の時間帯がある。ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が１人である場合を除く。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ２　保育に従事する者の有資格者の数　〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。 | 有資格者の数が保育に従事する者の必要数の３分の１（保育に従事する者が２人の施設又は１のｃにより１人が配置されている時間帯については１人）以上いるか。ａ　月極契約乳幼児数に対する有資格者の数 | ・月極契約乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　総乳幼児数に対する有資格者の数※　有資格者の算出に当たっては、小数点１桁を四捨五入 | ・総乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ３　保育士の名称 | ａ　保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 | ・左記の事項につき、違反がある。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| 第２　　保育室等の構造設備及び面積 | １　保育室の面積〔考え方〕 保育室面積：当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まない。 | 保育室の面積は、おおむね入所乳幼児１人当たり1.65㎡以上確保されているか。 ａ　月極契約乳幼児数についての１人当たりの面積 | ・不足している。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　総乳幼児数についての１人当たりの面積 | ・不足している。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ２　調理室の有無 〔考え方〕 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。 | ａ　調理室は、当該施設内にあって専用のものであるか。 又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。 | ・調理室（施設外調理等の場合にあっては必要な調理機能）がない。  | [ ] はい[ ] いいえ |
| ・調理室が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 調理機能のみを有している場合にあっても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ・区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ・衛生的な状態が保たれていない。  | [ ] はい[ ] いいえ |
| ３　おおむね１歳未満児とその他の幼児の保育場所とが区画されかつ安全性が確保 | ａ　おおむね１歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。 | ・区画されていない（保育場所が別の部屋にない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない）、又は区画が不十分（ベビーフェンス等が十分活用されていない）。　※乳児を保育していない場合は「非該当」を選択 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ４　保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保 | ａ　採光が確保されているか。 | ・窓等採光に有効な開口部がない。 建築基準法第28条第１項及び建築基準法施行令第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の５分の１以上であることが望ましい。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　換気が確保されているか。 | ・窓等換気に有効な開口部がない。 建築基準法第28条第２項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の１以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｃ　乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに２人以上の乳幼児を寝かせていないか。 | ・同一の乳幼児用ベッドに２人以上の乳幼児を寝かせることがある。※乳幼児ベッドを使用していない場合は「非該当」を選択 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ５　便所（１）便所の手洗設備便所と保育室及び調理室との区画便所の安全な使用の確保 | ａ　便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。ｂ　便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。ｃ　便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。 | ・便所用の手洗設備が設けられていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ・手洗設備が不衛生（十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。） | [ ] はい[ ] いいえ |
| ・便所が、保育室及び調理室と区画されていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ・便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。） | [ ] はい[ ] いいえ |
| （２）　便器の数 | ａ　便器の数が、おおむね幼児20人につき１以上であるか。 | ・基準より便器の数が大きく不足している。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| 第３　　非常災害に対する措置 | １（１）消火用具の設置 | ａ　消火用具が設置されているか。 | ・消火用具がない。又は、消火用具の機能が失効している。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。 | ・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| （２）非常口の設置 | ａ　非常口（玄関とは別の勝手口など）は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。  | ・保育室を１階に設けているが、適切な退避用経路がない。※保育室を１階に設けていない場合は、「非該当」を選択 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ２（１）非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定 | ａ【30人以上の施設】具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。※　消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。 ※　消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。 | 【30人以上の施設の場合のみ回答】・具体的計画（消防計画）を 作成、届出をしていない。　※当該施設を含む建物全体の消防計画を作成・届出している場合は「いいえ」を選択 | [ ] はい[ ] いいえ |
| 　【30人未満の施設】災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。※　消防計画が作成されている場合は消防計画で可能。 | 【30人未満の施設の場合のみ回答】・具体的計画を作成していない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　防火管理者の選任、届出が行われているか。※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。 | ・30人以上の施設であって選任、届出をしていない。* 30人未満の施設の場合は、「非該当」を選択
* 当該施設を含む建物全体の防火管理者を選任・届出している場合は、「いいえ」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| （２）避難消火等の訓練の毎月１回以上の実施 | ａ　訓練は毎月定期的に行われているか。※　訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。 | ・訓練が１年以内に１回も実施されていない。又は、おおむね毎月実施されている状況にない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| 第４　　保育室を２階以上に設ける場合の条件 【保育室を１階に設けている場合は回答不要】 | １　保育室が２階の場合の条件 | ａ　保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。 | 【保育室が２階の場合のみ回答】・転落防止設備がない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　　耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。なお、保育室を２階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、指導基準第３に規定する設備の設置及び訓練の実施に特に留意すること。　　(注)「指導基準第３に規定する設備」とは、非常口(玄関とは別の勝手口など)、消火用具を指し、その両方が原則２階にある場合に認可外保育施設指導監督基準を満たす。 | イ　【保育室が２階の場合のみ回答】・耐火建築物又は準耐火建築物（建築基準法第２条第９号の３ロに該当するものを除く。）でないこと。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ロ　【保育室が２階の場合のみ回答】・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ１以上設けられていないこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 常用 | ①　屋内階段②　屋外階段 |
| 避難用 | ①　屋内避難階段又は屋内特別避難階段②　待避上有効なバルコニー ③　準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備④　屋外階段 |

 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ２　保育室が３階の場合の条件 | ａ　耐火建築物であるか。 | 【保育室が３階の場合のみ回答】・耐火建築物でない。（準耐火建築物は不可） | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。 | 【保育室が３階の場合のみ回答】・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ１以上設けられていない。

|  |  |
| --- | --- |
| 常用 | ①　屋内避難階段又は屋内特別避難階段 ②　屋外階段 |
| 避難用 | ①　屋内避難階段又は屋内特別避難階段②　耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備③　屋外階段 |

 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｃ　避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。 | 【保育室が３階の場合のみ回答】・避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｄ　調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。※　ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。 | 【保育室が３階の場合のみ回答】・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。①　保育施設の調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。②　調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。③　調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｅ　保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。 | 【保育室が３階の場合のみ回答】・左記ｅを満たしていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｆ　保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。 | 【保育室が３階の場合のみ回答】・転落防止設備がない、又は、転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｇ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。 | 【保育室が３階の場合のみ回答】・左記ｇを満たしていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｈ　カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。 | 【保育室が３階の場合のみ回答】・左記ｈを満たしていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ３　保育室が４階以上の場合の条件 | ａ　耐火建築物であるか。 | 【保育室が４階以上の場合のみ回答】・耐火建築物でない。（準耐火建築物は不可） | [ ] はい[ ] いいえ |
|  | ｂ　乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。 | 【保育室が４階以上の場合のみ回答】・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ１以上設けられていない。

|  |  |
| --- | --- |
| 常用 | ①　屋内避難階段又は屋内特別避難階段②　屋外避難階段 |
| 避難用 | ①　屋内避難階段又は屋内特別避難階段②　耐火構造の屋外傾斜路③　屋外避難階段 |

 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｃ　避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。 | 【保育室が４階以上の場合のみ回答】・避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｄ　調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。 | 【保育室が４階以上の場合のみ回答】・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。①　保育施設の調理室以外の部分と調理室を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。②　調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。③　調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｅ　保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。 | 【保育室が４階以上の場合のみ回答】・左記ｅを満たしていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| f　保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。 | 【保育室が４階以上の場合のみ回答】・転落防止設備がない、又は、転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｇ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。 | 【保育室が４階以上の場合のみ回答】・左記ｇを満たしていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｈ　カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。 | 【保育室が４階以上の場合のみ回答】・左記ｈを満たしていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| 第５　　保育内容 | １　保育の内容※　保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。 | ａ　乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。ｂ　乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。（ａ）カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。 （ｂ）必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。（ｃ）沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。（ｄ）外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。 | ・デイリープログラム等が作成されていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ・汚れたときの処置が不適当 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児）* 幼児を保育していない場合は、「非該当」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ・外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児）* 乳児を保育していない場合は、「非該当」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ｃ　漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。 | ・テレビやビデオを見せ続けている。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｄ　必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※　テレビは含まない。 | ・遊具がない。 又は、遊具につき、改善を要する点がある。（年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等。） | [ ] はい[ ] いいえ |
| ・大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がある。* 大型遊具を備えていない場合は、「非該当」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ２　保育に従事する者の保育姿勢等（１）保育に従事する者の人間性と専門性の向上 | ａ　乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。ｂ　保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。 | ・施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| （２）　乳幼児の人権に対する十分な配慮 | ａ　乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。 | ・配慮に欠けている。 （例）しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。　等 | [ ] はい[ ] いいえ |
| （３）　児童相談所等の専門的機関との連携 | ａ　入所（利用）乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。 | ・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。* これまで不適切な養育が疑われることがなかった場合は、「非該当」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ [ ] 非該当 |
| ３　保護者との連絡等 （１）保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施 | ａ　連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。 | ・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| （２）　保護者との緊急時の連絡体制 | ａ　緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。※　消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。 | ・保護者の緊急連絡表が整備されていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| （３）　保育室の見学 | ａ　保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。 | ・保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。* これまで要望がなかった場合は、「非該当」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ [ ] 非該当 |
| 第６　　給食 | 調乳又は給食（市販菓子や外部搬入の弁当等、園から園児が喫食する物を提供することを含む。）を実施しているか。　　　　[ ] はい　　[ ] いいえ（いいえに☑をした場合、第６について、回答不要） |  |
| １　衛生管理の状況 　調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理 | ａ　食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。　　　また、哺乳ビンは使用するごとによく洗い、滅菌しているか。 | ・使用するごとによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　調理室が清潔に保たれているか。ｃ　調理方法が衛生的であるか。ｄ　配膳が衛生的であるか。 | ・汚れている。残飯等が放置されている。又は、不適切な事項がある。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｅ　食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。 | ・（十分な消毒がなされずに）共用されることがある。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｆ　原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適当な措置を講じているか。 | ・冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。* 給食を提供せず調乳のみの場合は、「非該当」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ２　食事内容等の状況（１）　乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容 | ａ　乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 | ・配慮されていない（区別して実施していない）。* 乳児を保育していない場合又は給食を提供せず調乳のみの場合は、「非該当」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ｂ　健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。 | ・配慮されていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| 〔市販の弁当等の場合〕ｃ　乳幼児に適した内容であるか。 | ・配慮されていない。* 市販の弁当等を提供しない場合は、「非該当」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ｄ　乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。 | ・乳児に対する配慮が適切に行われていない。* 乳児を保育していない場合は、「非該当」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| （２）　献立に従った調理 | ａ　食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 | ・献立が作成されていない。又は、献立に従った調理が適切に行われていないことがある。* 給食を提供せず調乳のみの場合は、「非該当」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| 第７　　健康管理・安全確保 | １　乳幼児の健康状態の観察登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察 | ａ　登園の際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。※　体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等 | ・十分な観察が行われていない。又は、保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けてない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。 | ・十分な観察が行われていない。又は、注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ２　乳幼児の発育チェック | ａ　身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。 | ・基本的な発育チェックを全く行っていない。又は、基本的な発育チェックを毎月行っていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ３　乳幼児の健康診断継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び１年に２回、学校保健法に規定する健康診断に準じて実施 | ａ　乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。 | ・入所（利用開始）時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　１年に２回の健康診断が実施されているか。（おおむね６月毎に実施）※　施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。 | ・全く実施されていない。又は、１年に１回しか実施していない。もしくは、健康診断の内容が不十分、又は、記録に不備がある。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｃ　入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。 | ・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。又は、職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ４　職員の健康診断 | ａ　職員の健康診断を労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則に基づき採用時及び１年に１回実施しているか。 | ・実施されていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　調理に携わる職員には、おおむね月１回検便を実施しているか。 | ・実施されていない。 又は、おおむね月１回の検便が実施されている状況にない。* 調理を行わない場合は、「非該当」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ５　医薬品等の整備 | ａ　必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。※　最低限必要なもの：体温計、水まくら、絆創膏類等 | ・左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ６　感染症への対応 | ａ　感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。 | ・対応が適切ではない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。 | ・治癒の判断をもっぱら保護者に委ねている。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｃ　歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。 | ・洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ７　乳幼児突然死症候群に対する注意 | ａ　睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 | ・保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する予防への配慮がない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。※　窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。 | ・乳幼児突然死症候群の予防への配慮が不足している。　※ 乳児を保育していない場合は、「非該当」　　 を選択 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ｃ　保育室では禁煙を厳守しているか。 | ・保育室内で喫煙している。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ８　安全確保 | ａ　施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。 | ・安全計画が策定されていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ・保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。 | ・職員に対し、安全計画について周知されていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ・安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｃ　保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 | ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｄ　事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。 | ・施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｅ　プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 | ・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。* プール活動等を行わない場合は、「非該当」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ｆ　児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 | ・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｇ　窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施しているか。 | ・定期的な点検が行われていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｈ　不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。 | ・囲障はあるが、施錠等が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｉ　児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。 | ・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。※ 児童の移動のための自動車の運行を行っていない場合は、「非該当」を選択 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ｊ　児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてｉに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。 | ・当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。※ 児童の移動のための自動車の運行を行っていない場合は、「非該当」を選択 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ・児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。※ 児童の移動のための自動車の運行を行っていない場合は、「非該当」を選択 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ｋ　事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。 | ・定期的な訓練が実施されていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｌ　賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。 | ・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| 　 | ｍ　事故発生時には速やかに当該事実を奈良市に報告しているか。 | ・奈良市に対して報告が行われていない。* 重大事故が発生していない場合は、「非該当」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| ｎ　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | ・事故が発生した施設において当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。* 事故（重大事故に限らない。）が発生していない場合は、「非該当」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ [ ] 非該当 |
| ｏ　死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。 | ・当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。* 重大事故が発生していない場合は、「非該当」を選択
 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |
| 第８　　利用者への情報提供 | １　施設及びサービスに関する内容の掲示 | 以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 |  |  |
| ａ　設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 | ・ａの事項につき、掲示及び「ここdeサーチ」に掲載されていない。又は、掲示及び掲載内容又は掲示の仕方が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　建物その他の設備の規模及び構造 | ・ｂの事項につき、掲示及び「ここdeサーチ」に掲載されていない。又は、掲示及び掲載内容又は掲示の仕方が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｃ　施設の名称及び所在地 | ・ｃの事項につき、掲示及び「ここdeサーチ」に掲載されていない。又は、掲示及び掲載内容又は掲示の仕方が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｄ　事業を開始した年月日 | ・ｄの事項につき、掲示及び「ここdeサーチ」に掲載されていない。又は、掲示及び掲載内容又は掲示の仕方が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｅ　開所している時間 | ・ｅの事項につき、掲示及び「ここdeサーチ」に掲載されていない。又は、掲示及び掲載内容又は掲示の仕方が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｆ　提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 | ・ｆの事項につき、掲示及び「ここdeサーチ」に掲載されていない。又は、掲示及び掲載内容又は掲示の仕方が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｇ　入所（利用）定員 | ・ｇの事項につき、掲示及び「ここdeサーチ」に掲載されていない。又は、掲示及び掲載内容又は掲示の仕方が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｈ　保育士その他の職員の配置数又はその予定 | ・ｈの事項につき、掲示及び「ここdeサーチ」に掲載されていない。又は、掲示及び掲載内容又は掲示の仕方が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｉ　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 | ・ｉの事項につき、掲示及び「ここdeサーチ」に掲載されていない。又は、掲示及び掲載内容又は掲示の仕方が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｊ　提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 | ・ｊの事項につき、掲示及び「ここdeサーチ」に掲載されていない。又は、掲示及び掲載内容又は掲示の仕方が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｋ　緊急時等における対応方法 | ・ｋの事項につき、掲示及び「ここdeサーチ」に掲載されていない。又は、掲示及び掲載内容又は掲示の仕方が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｌ　非常災害対策 | ・ｌの事項につき、掲示及び「ここdeサーチ」に掲載されていない。又は、掲示及び掲載内容又は掲示の仕方が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｍ　虐待の防止のための措置に関する事項 | ・ｍの事項につき、掲示及び「ここdeサーチ」に掲載されていない。又は、掲示及び掲載内容又は掲示の仕方が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| n　設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） | ・ｎの事項につき、掲示及び「ここdeサーチ」に掲載されていない。又は、掲示及び掲載内容又は掲示の仕方が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ２　サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付 | 以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 |  |  |
| ａ　設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 | ・ａの事項につき、書面等により交付されていない。又は、交付内容が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 | ・ｂの事項につき、書面等により交付されていない。又は、交付内容が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｃ　施設の名称及び所在地 | ・ｃの事項につき、書面等により交付されていない。又は、交付内容が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｄ　施設の管理者の氏名 | ・ｄの事項につき、書面等により交付されていない。又は、交付内容が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｅ　当該利用者に対し提供するサービスの内容 | ・ｅの事項につき、書面等により交付されていない。又は、交付内容が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｆ　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 | ・ｆの事項につき、書面等により交付されていない。又は、交付内容が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｇ　提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 | ・ｇの事項につき、書面等により交付されていない。又は、交付内容が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| h　利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 | ・ｈの事項につき、書面等により交付されていない。又は、交付内容が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ３　サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明 | ａ　当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。 | ・説明が行われていない。又は、説明はされているが、内容が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| 第９　　備える帳簿 | １　職員に関する書類等の整備 | ａ　職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿があるか。 | ・確認できる書類が備えられていない。又は、整備内容が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ｂ　労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 |  |  |
| ・労働者名簿（労働基準法第107条） | ・左記の帳簿の整備状況が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ・賃金台帳（労働基準法第108条） | ・左記の帳簿の整備状況が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条） | ・左記の帳簿の整備状況が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |
| ２　在籍（利用）乳幼児に関する書類等の整備 | ａ　在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。 | ・確認できる書類が備えられていない。又は、整備内容が不十分。 | [ ] はい[ ] いいえ |

* 「はい」にチェックを入れた評価事項について、特別な事情がある場合は、次の欄に記載してください。特別な事情がない場合は記載不要です。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指導基準の番号 | 調査事項の番号 | 調査内容の記号 | 評価事項 | 自主点検欄で「はい」にチェックを入れた事項に関する特別な事情 |
| （例） | （例） | （例） | （例） | （例） |
| 第2 | 5(2) | a | ・基準より便器の数が大きく不足している。 | 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、特に支障がない。 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

* 必要に応じて、高さを調整又は行を追加してください。